

養護盲老人ホーム千山荘管理規定

養護盲老人ホーム千山荘管理規定

第1章 総則

(目的)

第1条 社会福祉法人六甲鶴寿園が設置運営する養護老人ホームは、老人福祉法の理念に基づき居宅において養護を受けることが困難なもので、主として、視力に障害ある者を入所させ、養護することを目的とする。

(方針)

第2条 利用者対し、健全な環境のもとで社会福祉事業に熱意ある職員に万全を期するものとする。

(定員)

第3条 定員は50名とする。

第2章 職員及び職務

(職員の区分及び定数)

第4条 職員の区分は、施設長(1) 事務員(1) 生活相談員(2) 看護師(2) 栄養士(1) 支援員(7) 医師(嘱託)(1) 訪問介護員(2.5) その他必要な介護員とする。

第5条 施設長は理事長の命を受けて施設の業務を把握する。

2. 医師は利用者の診察、健康管理及び保健衛生に従事する。
3. 生活相談員は利用者の生活相談、ソーシャルワーク、面接、利用者処遇の企画並びに実施に関する事に従事する。
4. 看護師は利用者の診察の補助及び投薬、看護並びに利用者の保健衛生に従事する。
5. 支援員は利用者の日常生活の介護及び支援に従事する。但し支援のうち介護有資格者は訪問介護員を兼務できる。
6. 栄養士は献立作成、栄養量の計算、及び求職記録を行い、給食業務委託業者により給食業務を遂行する。
7. 事務員は庶務及び会計事務に従事する。

第3章 入所及び退所

(入所)

第6条 施設への入所は、実施機関からの委託により行う。なお、定員等の正当な理由がある場合、委託を拒むことができる。

(入所時の面接)

第7条 施設長又は生活相談員は新たに入所した利用者に対し面接を行い、施設の目的、針、目標、心得その他必要な事項を説明して安心と信頼感を抱かせるものとする。

(調査および検診)

第8条 施設長または生活相談員及び医師は新たに入所した利用者に対し、心身の状況、経歴、環境、趣味、嗜好の調査、検診を行い、これを記録保存しておくものとする。

(退所)

第9条 次の場合退所処置し、実施機関及び関係者に連絡するものとする。

1. 利用者から退所の申し出があった時
2. 利用者が死亡したとき
3. 長期入院により、実施機関より入院継続の打ち切りのあった時

(死亡)

第10条 施設長又は生活相談員は利用者が死亡した時は、死因、日時、場所、その他必要な事項をすみやかに、福祉事務所、近親者、身元引受人に連絡するものとする。

第11条 死亡した利用者に葬祭を行なう者がいない時は、老人福祉法第11条第3項の規定により、総裁の委託を行なうものとする。

第4章 利用者に対する処遇

(基本原則)

第12条 利用者の処遇にあたっては、心身の状況に応じた快適で規律のある生活に親しませ、明るい環境のもとに日常生活を営ましめるよう心がけなければならない。

(日課)

第13条 施設長は日常生活につき日課を定めこれを施行させることができる。
ただし、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制してはならない。

(日常生活支援)

第14条 職員は利用者に対し常に余暇を活用し、健康で文化的な生活の維持と向上に努めなければならない。

(給食)

第15条 利用者には1日3回食事を提供するものとする。

2. 食事はできるだけ変化にとみ、十分なカロリーと成分を含み、かつ調理にあたっては利用者の施行を十分考慮し、実をあげるように努めなければならない。
3. 栄養士は前項の趣旨に基づいて献立を作成し、食事の品名、及び数量を記録整備しておかなければならない。
4. 食事時間は概ね朝食7時45分、昼食12時、夕食17時45分とする。

(衛生管理)

第16条 施設長又は石、看護師、栄養士は施設の保健衛生のため次の各号について努めなければならない。

1. 衛生指導の普及
2. 年2回以上の大掃除
3. 月1回以上の消毒
4. 週2回以上の入浴又は清拭
5. 月1回以上の理美容
6. 害虫駆除1回

(衛生管理)

第17条 施設長又は、医師及び看護師は常に利用者の健康に留意し、年2回以上の健康診断を実施してその結果を記録にしておかなければならない。

2. 利用者が負傷又は軽度の疾病にかかった時は、施設内で医療を受ける事ができる。
3. 施設の給食業務に従事する者は毎月1回以上の検便を受けなければならない。

第5章 利用者の守るべき規律

(日常生活指導の施行)

第18条 利用者は施設長、生活相談員、医師、看護師、支援員の指導による日常生活指導を施行し、共同生活の秩序を保ち相互の神話に努めなければならない。

(外出及び外泊)

第19条 利用者が外出、外泊しようとする時は施設へ届けをすること。

(身上変更)

第20条 利用者は身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに施設長又は生活相談員に届けなければならない。

(施設内禁止行為)

第21条 利用者は施設内で次の行為をしてはならない。

1. 宗教や習慣の考えの相違等で他人を排撃して又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
2. ケンカ、口論、泥酔すること。
3. 指定した場所以外で搔きを用いること。
4. 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
5. その他この規定で定められていること。

(損害賠償)

第22条 利用者は故意又は過失によって施設に損害を与えた時は、その損害を弁償し又は現状に回復する責を負わなければならない。

(非常災害対策)

第23条 消火設備、その他非常災害時に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に具体的計画を立てる。

2. 非常災害等に備えるため定期的に避難訓練、誘導、救出、その他必要な訓練を行うものとする。

(附則)

1. この規定は、昭和48年 5月10日から施行する。
2. この規定は、平成 1年 4月 1日から施行する。
3. この規定は、平成20年 4月 1日から施行する。
4. この規定は、平成29年 9月 1日から施行する。

参照 養護老人ホームの設備運営に関する基準

(平成18年3月28日 厚生労働省令第55号)